

1 業務の名称

第8期十日町市障がい福祉計画・第4期十日町市障がい児福祉計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障がい児福祉計画を策定することを目的とする。

本業務は障がい者等の施策等を取り巻く状況や環境の変化を把握しながら、現行計画の評価やアンケート調査及び分析の結果を考慮し、本市における障がい者等施策の実情や将来展望及び地域性に適した独自性のある計画内容とする。

なお、本仕様書の内容は、本業務を実施する上で最低限必要とされる業務の概要を示すものである。本業務の仕様については、プロポーザル実施要領に規定した「11 契約締結に向けた協議」において、十日町市と第一交渉権者が協議し、企画提案の内容を反映した仕様に調整した上、双方の合意に基づき定めるものとする。

3 計画期間

令和9年度から令和11年度（3年間）

4 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 遵守事項

本仕様書に定めるほか、次の関係法令規則などに従うものとし、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じたときは、受託者の一方的判断によらず、発注者との協議の上、決定するものとする。

【法令等】

- (1) 障害者基本法
- (2) 障害者総合支援法
- (3) 児童福祉法
- (4) 十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）及び同規則別記委託契約条項
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) その他関係法令及び国県等の計画・指針等

6 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。た

だし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託をする場合、受託者は再委託先に対して、本仕様の内容を遵守させなければならない。

7 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行に関連して、発注者から秘密である旨指定された情報を秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講じるものとする。

(2) 開示の禁止

受託者は、発注者の秘密情報について、本業務の目的の範囲内で使用するものとし、発注者の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。

(3) 業務終了後の継続

秘密の保持は、本業務終了後、又は契約解除後も適用する。

8 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守

本業務を遂行するため、十日町市が保有する資料が必要な場合には、業務責任者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において十日町市の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、別紙1及び別紙2を遵守のうえ、セキュリティ対策に万全を期さなければならない（別紙1及び別紙2中、甲とは十日町市をいい、乙とは受託者をいう）。

9 提出書類

受託者は、下記の書類を速やかに提出すること。

- (1) 業務委託契約書
- (2) 課税事業者・免税事業者届出書
- (3) 着手届及び業務工程表
- (4) 業務責任者・業務担当者（主任）等通知書（経歴書添付）
- (5) 業務責任者及び業務担当者（主任）が保有すべき同種業務受託実績及び類似業務受託実績を証明する書類
- (6) その他必要に応じて市が提出を求める受託者に関する書類

10 業務責任者等の配置

本業務において、専門的な立場で助言・支援出来る業務責任者1名、業務担当者（主任）1名、業務担当者（副主任）1名以上を配置するものとする。

なお、本業務中に選任した業務責任者等を変更すべき事由が生じた場合には、発注者に速やかに申し出て、その許可を得た上で業務責任者等変更届を提出するものとする。

11 完了検査

受託者は、業務が完了次第、履行届と業務実施成果品を提出し、十日町市による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による発注者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うものとする。

12 納品

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入する義務を負う。成果品が契約に適合しない場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。

13 納入場所

本業務の納入場所は十日町市福祉課とする。

14 業務の内容

(1) 基礎調査分析

障がい者（児）をめぐる地域特性や環境動向、障がい者に関わるサービス等の利用・提供の現状について分析を行い、現状における問題点と今後の課題等を把握する。

- ① 上位計画及び関連計画の把握
- ② 障がい者（児）の現状及び動向と特性の把握（障害種別人数の動向等）
- ③ 現行の計画の評価及び検証
- ④ 障がい福祉サービスや各種障がい者施策、事業の現状及び動向の整理
- ⑤ 各種関連法制度の整理（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法等）

※ 上記については、別途令和7年度に実施したアンケート調査結果も加味すること

(2) 計画の策定業務

① 次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成

上記の基礎調査の結果をもとに、国・県の動向や関連計画との整合性を図りながら関連法に基づく計画内容の要件を満たすものとして、以下のとおり、本市の地域特性が反映された「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定する。

- ・ 計画全体の構成の検討
- ・ サービス見込み量の推計、及び目標値等を含んだ計画書素案の作成
- ・ 計画書及び計画書概要版の編集・校正

※計画書の作成にあたっては加除・修正を指示することがあるため、これに伴う体制が即時かつ柔軟に行われる体制をとること。

※十日町市の現状を鑑みた計画内容を作成すること。

※計画書は、市と十分な協議の上決定することとし、原案の決定まで、文章校正等を2回以上行うこと。

※概要版は計画の内容だけでなく、理解啓発や市の提供するサービスを広く市民に

周知するツールとしても用いるため、デザイン性の高いものを作成し、市と協議の上決定する。

② 会議運営等の支援

計画策定にあたっては、策定委員会（十日町市地域自立支援協議会）を4回程度開催することを想定しており、資料の作成、会議に同席して必要に応じて資料説明等の支援を行うとともに、議事録（要旨）の作成を行う。

なお、計画策定進捗状況、内容の中間確認を行うことから、発注者が指示する日までに計画骨子（案）を作成するものとする。

※会議資料は、会議開催の2週間前までに市へ提出すること。

※議事録は会議開催後10日以内に市へ提出すること。

③ 障がい福祉サービス事業所・関係団体等への調査

持続可能なサービスの提供には、サービス利用者のみならずサービス提供者の意見を集約し、課題の抽出・解決策の模索が必要である。障がい福祉サービス事業所への調査を行い、集約・分析し計画書に反映する。

なお、具体的な調査手法については業務着手後に検討するものとする。

④ パブリックコメントの実施支援

十日町市パブリックコメント制度実施要綱（平成17年十日町市告示第201号）の規定に基づき、パブリックコメント閲覧用の資料作成、意見集約及び計画案の修正作業等の支援を行う。

(3) 法令や制度などの動向に関する情報提供

障がい福祉分野に関する法令改正、制度の動向を常に正確に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。そのため、本計画策定に向けて、基準省令やその他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめる。

(4) 中央省庁の会議資料の要約版作成

障がい福祉等に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省などの指針の公表や会議の開催が行われた際には、都度公表内容の要約版を作成して提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

(5) 障がい福祉施策等に係る先進事例の提供

計画策定に伴う施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、団体名・人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を10件以上提供する。

(6) 法制執務相談

本業務の策定過程において、本市例規に係る制定、整備、解釈その他法制執務に関する諸事項に関し、疑義が生じた際はその疑義に対する照会や相談について1件程度対応する。なお、政策に係る事項や法律相談に属する事項は含まないものとする。

(7) 打ち合わせ協議

本業務実施に必要な打合せ協議を随時適切な方法で実施し、協議において資料作成・取りまとめを行う。なお、受託者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告その他必要な打合せを行うものとする。

また、本業務を遂行するため、十日町市が保有する資料が必要な場合には、業務責任者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

15 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 計画書本編（A4版80頁程度表紙カラー・本文1色印刷）120部
- (2) 計画書概要版（A4版8頁程度カラー印刷）250部
- (3) 上記電子データ（CD-R）1式
- (4) その他市が必要と認めたもの

16 その他

当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、十日町市と協議の上、本業務内容を変更することができる。なお、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることは、協議の上、受託者の責任において適正に実行すること。

17 契約不適合責任

本業務終了後であっても、契約に適合しない内容が発見された場合は、十日町市の指示に従い、修正・補正その他必要な作業を受託者の責任及び負担において行うものとする。